



パート ②⑨

仕事の内容 は

●屋内外の軽作業

- 庭の清掃・除草
- 工場内軽作業



▲光町生きがい公社のみなさんは、4月25日に篠本のティヒュー(樹)の草とりが仕事始めとなりました。生き生き働くみなさんの姿は若々しく感じられました。

●技 能

- 障子・ふすま張り
- 植木の^{せんてい}剪定
- 大工仕事



●事 務

- 一般事務
- 受付事務等
- 賞状書き
- 毛筆筆耕
- 宛名書き



光町生きがい公社発足！

健康と生きがいづくりに

豊かな経験と能力を生かしませんか

光町
生き
がい
公社

とは

働くことを通じて健康と生きがいを持ちたい、地域社会のお役に立ちたいと考えている方々が自らの能力・経験・希望に応じた臨時的・短期的な仕事に従事し社会参加していくことを目的とした団体です。

会員
になる

には

町内にお住まいの60歳以上の健康で働く意欲のある

申込
先

は

光町生きがい公社
宮川11、894
光町老人憩の家
『光風館』内
☎3540

会費は千円です

方でしたらどなたでも入会できます。
入会は、申込み用紙に記入するだけで、詳しい手続きを必要としません。

児 童 手 当



受給できる方

3歳未満の児童を養育している方で前年(1月から5月まで支給される手当については前々年)の収入が一定の額未満の場合に受けられます。

額

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	1人につき 10,000円

特例給付

児童手当の所得要件によって児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金等に入っている人)に、前年(1月から5月まで支給される手当については前々年)の収入が一定の額未満の場合に限り

支給されます。額は、児童手当と同じです。

児童手当・特例給付 の受給者の方へ

毎年6月中に『児童手当現況届』の提出が必要です。町から現況届の用紙が送付されましたら6月30日までに提出してください。

この届は、児童の養育や所得の状況を確認して、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを決定する大切なものです。提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

問合せ 役場住民福祉課
福祉係

☎1211 内線156

光町生きがい公社に仕事を提供してくれる、会社・個人の方をお待ちしています。